

報道発表資料

令和3年10月19日
独立行政法人国民生活センター

乳児用規格適用食品の表示に係るアンケート調査

2020年10月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」^(注1)に、「10ヶ月頃から」と表示されたカットパン^(注2)を食べた10カ月の男児が窒息し、死亡したという事故情報が寄せられました^(注3)。

当該品には、「10ヶ月頃から」との表示のほか、「本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」といった乳児用規格適用食品である旨の表示がありました。この表示は、「食品、添加物等の規格基準」^(注4)における、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品の規格基準（放射性物質（放射性セシウム）の基準値：50Bq/kg）を適用した食品であることを示すものです^(注5)。この表示と窒息事故との因果関係は不明ですが、消費者が、乳児にとってさまざまな面で安全であると誤認する可能性があると考えられました。そこで、こういった表示に関する消費者の理解度を把握するため、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、消費者に情報提供することとしました。

(注1) 消費者が商品・役務の利用等により事故に遭い医療機関を受診した情報を直接医師から得ることで、事故情報を早期に把握し、再発・拡大防止に役立てるため、2014年8月より「医師からの事故情報受付窓口」（愛称：「ドクターメール箱」）を開設しています。

(注2) 「食品表示基準」（平成27年内閣府令第10号）では、「その他のパンのうちパン生地を圧延し、これを切断、成形したものを焼いたものにあつては、『カットパン』と表示することができる」とされています。

(注3) 「カットパンによる乳児の窒息事故が発生 - 小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないで -」（2021年10月19日、国民生活センター）

(注4) 「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）では以下のように規定されています。（一部抜粋）

第1食品の部 A 食品一般の成分規格

12 セシウム（放射性物質のうち、セシウム134及びセシウム137をいう。）は、次の表の第1欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める濃度を超えて食品に含有されるものであってならない。

第1欄	第2欄
乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令告示第52号）第2条第1項に規定する乳及び同条第12項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であつて、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）	50Bq/kg

(注5)「食品表示基準」では、乳児用規格適用食品に係る表示について、以下のように規定されています。
(一部抜粋)

第二章 加工食品 第一節 食品関連事業者に係る基準 第一款 一般用加工食品 (横断的義務表示)
 第三条 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際 (設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

乳児用規格適用食品 (食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) 第1食品の部A食品一般の成分規格の項の12に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する食品 (乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であって、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。)並びに厚生労働大臣が定める放射性物質 (平成24年厚生労働省告示第129号) 第2号に規定する乳児の飲食に供することを目的として販売する乳製品 (乳飲料を除く。)並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品の規格が適用される食品をいう。以下同じ。)	乳児用規格適用食品である旨	「乳児用規格適用食品」の文字又はその旨を的確に示す文言を表示する。
---	---------------	-----------------------------------

1. アンケート調査とその結果

乳児用規格適用食品である旨の表示は、多くの消費者が意味を正しく理解しておらず、固さや大きさ、アレルギー物質、栄養面等に係る規格基準を適用した食品であると誤認している人が多いことが分かりました

2歳以下の子どもを持つ保護者1,000名 (平均年齢: 35.5歳) を対象に、インターネットによるアンケート調査を実施しました (調査実施時期: 2021年9月、質問項目、回答結果は、4. 参考資料参照)。

「本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です」や「乳児用規格適用食品」という表示の意味について尋ねたところ、「乳児向け食品の固さや大きさに関する規格基準を適用した食品である旨」(394人、39.4%)との回答が最も多く、正しい意味である「乳児向け食品の放射性物質に関する規格基準を適用した食品である旨」と回答したのは12.8% (128名)で、そのうち1名を除いた127名は他の選択肢も重複して回答していました (図参照)。また、「わからない」と回答した人も36.7% (367人) いました。

乳児用規格適用食品である旨の表示は、2歳以下の子どもを持つ保護者である多くの消費者が意味を正しく理解しておらず、固さや大きさ、アレルギー物質、栄養面等に係る規格基準を適用した食品であると誤認している人が多いことが分かりました。

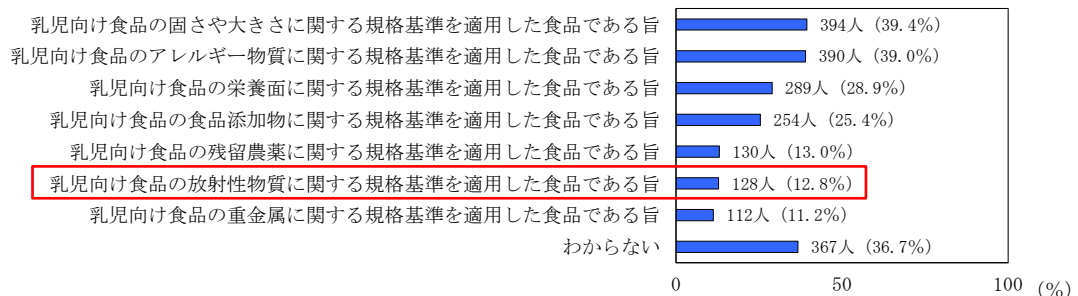


図. 「乳児用規格適用食品」という食品表示の意味
(n=1,000、複数回答 (「わからない」のみ単回答))

2. 消費者へのアドバイス

乳児用規格適用食品である旨の表示は、放射性物質に係る規格基準を適用した食品であることを示すものです。意味を正しく理解しましょう

乳児向けに販売されている食品には、乳児用規格適用食品である旨が表示されたものがあります。今回、2歳以下の子どもを持つ保護者を対象にアンケート調査を行ったところ、多くの消費者は表示の意味を正しく理解しておらず、固さや大きさ、アレルギー物質、栄養面等に係る規格基準を適用した食品であると誤認している人も多いことが分かりました。この表示は、「食品、添加物等の規格基準」における、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品の規格基準（放射性物質（放射性セシウム）の基準値：50Bq/kg）を適用した食品であることを示すものです。表示の意味を正しく理解しましょう。

3. 行政への要望

乳児用規格適用食品である旨の表示について、消費者の誤認を防止する観点から適切な対応を行うよう要望します

今回、2歳以下の子どもを持つ保護者を対象にアンケート調査を行ったところ、多くの消費者は、乳児用規格適用食品である旨の表示の意味を正しく理解しておらず、固さや大きさ、アレルギー物質、栄養面等に係る規格基準を適用した食品であると誤認している人が多いことが分かりました。

このような状況を踏まえ、本表示について、消費者の誤認を防止する観点から適切な対応を行うよう要望します。

○要望先

消費者庁 (法人番号 5000012010024)

○情報提供先

内閣府 (法人番号 2000012010019)

内閣府 消費者委員会 (法人番号 2000012010019)

内閣府 食品安全委員会 (法人番号 2000012010019)

厚生労働省 (法人番号 6000012070001)

公益社団法人日本小児科学会 (法人番号 5010005018346)

日本ベビーフード協議会 (法人番号なし)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

4. 参考資料 消費者へのアンケート調査結果

- ・調査対象：2歳以下の子供を持つ保護者
- ・調査時期：2021年9月
- ・実施方法：インターネット上でアンケートを実施
- ・対象人数：1,000人

Q1 回答者の性別

	回答数	%
男性	371	37.1
女性	629	62.9

Q2 回答者の年齢

平均年齢 35.5歳

Q3 「本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です」や「乳児用規格適用食品」という食品表示の意味について、あなたが正しいと思うものを選択してください。（複数回答、「わからない」のみ単回答）

	回答数	%
乳児向け食品の固さや大きさに関する規格基準を適用した食品である旨	394	39.4
乳児向け食品のアレルギーマテリアルに関する規格基準を適用した食品である旨	390	39.0
乳児向け食品の栄養面に関する規格基準を適用した食品である旨	289	28.9
乳児向け食品の放射性物質に関する規格基準を適用した食品である旨	128	12.8
乳児向け食品の残留農薬に関する規格基準を適用した食品である旨	130	13.0
乳児向け食品の食品添加物に関する規格基準を適用した食品である旨	254	25.4
乳児向け食品の重金属に関する規格基準を適用した食品である旨	112	11.2
わからない	367	36.7

Q4 乳児用の食品を購入する際、「乳児用規格適用食品」と表示された食品を選びますか。（単回答）

	回答数	%
積極的に表示のある食品を選ぶ	177	17.7
どちらかという则表示のある食品を選ぶ	380	38.0
表示の有無は気にしない	374	37.4
どちらかという则表示のない食品を選ぶ	13	1.3
積極的に表示のない食品を選ぶ	56	5.6